

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

一 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）抄	1
二 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）抄	33
三 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）抄	
四 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十一号）抄	
五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十二号）抄	44
六 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成十七年法律第九号）抄	55

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

一 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）（抄）

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		附 則	附 則
		(国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置)	(国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置)
第七条	平成二十五年度までの各年度における国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）及び昭和六十年改正法附則第三十二条第五項に規定する障害年金については、第一条の規定による改正後の国民年金法又は第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（以下この項において「改正後の国民年金法等の規定」という。）により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の国民年金法又は第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（以下この条において「改正前の国民年金法等の規定」という。）により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の国民年金法又は第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（以下この条において「改正前の国民年金法等の規定」という。）により計算した額に満たない場合は、改正前の国民年金法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国民年金法等の規定にかかわらず、当該額をこれらの規定にかかるべく、当該額をこれらの給付の額とする。	第七条 国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）及び昭和六十年改正法附則第三十二条第五項に規定する障害年金については、第一条の規定による改正後の国民年金法又は第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（以下この項において「改正後の国民年金法等の規定」という。）により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の国民年金法又は第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（以下この条において「改正前の国民年金法等の規定」という。）により計算した額に満たない場合は、改正前の国民年金法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国民年金法等の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。	
2	(略)	(新規)	(新規)
(平成二十四年度及び平成二十五年度における国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置の特例)			
第七条の二	平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは、		

次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表下欄中「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この条の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九八一（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九八一を」と、「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九八一（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定め

る率」とする。

(昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額の計算に関する経過措置)

第八条 平成二十五年度までの各年度における昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付（障害年金を除く。）については、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第三十二条第二項（以下この項において「改正後の附則第三十二条第二項」という。）の規定によりなその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十二条第二項（次項において「改正前の附則第三十二条第二項」という。）の規定によりなその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなその効力を有するものとし、改正後の附則第三十二条第二項の規定によりなその効力を有するものとされた法令の規定にかかるらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 (略)

(平成二十四年度及び平成二十五年度における昭和六十年改正法附則

第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額の計算に関する経過措置の特例)

第八条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、「次項において」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項において」と、同条第二項の表下欄中「額に○・九八八（総務省において作成する年平

第八条 昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付（障害年金を除く。）については、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第三十二条第二項（以下この項において「改正後の附則第三十二条第二項」という。）の規定によりなその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十二条第二項（次項において「改正前の附則第三十二条第二項」という。）の規定によりなその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなその効力を有するものとし、改正後の附則第三十二条第二項の規定によりなその効力を有するものとされた法令の規定にかかるらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 (略)

(新規)

均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、○・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「額に○・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に○・九九一（平成二十五年度にあつては、○・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合には、当該年度の四月以降、○・九八一（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「○・九八八を」とあるのは「○・九八一」と、「四十一万五千八百円に○・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、○・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「四十一万五千八百円に○・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に○・九九一（平成二十五年度にあつては、○・九九二）を乗じて得た率として政令で定め場合は、○・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合には、当該年度の四月以降、○・九八一（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」とする。

第十条 別に法律で定める月（以下「特定月」という。）の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者であつて、第四条の規定による改正後の国民年金法第二十七条ただし書に該当するものに支給する平成二十一年四月以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金の額については、同条ただし書（同法第二十八条第四項、附則第九条の二第四項並びに第九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法令において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十八万九百円に同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

一 （略）

- 二 平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の七に相当する月数
- 三 平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数
- 四 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分

第十条 別に法律で定める月（以下「特定月」という。）の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者であつて、第四条の規定による改正後の国民年金法第二十七条ただし書に該当するものに支給する平成二十一年四月以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金の額については、同条ただし書（同法第二十八条第四項、附則第九条の二第四項並びに第九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法令において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十八万九百円に同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

一 （略）

- 二 平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の七に相当する月数
- 三 平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数
- 四 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分

の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の六分の五に相当する月数

五 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の二分の一に相当する月数

六 平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数

七 平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数

八 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の二に相当する月数

九 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の三分の一に相当する月数

十 平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険

の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の六分の五に相当する月数

五 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の二分の一に相当する月数

六 平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数

七 平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数

八 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の二に相当する月数

九 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の三分の一に相当する月数

十 平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険

料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の八分の五に相当する月数

十一 平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数

十二 特定月の前月以前の期間(平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間を除く。)に係る保険料四分の三免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の二分の一に相当する月数

十三 特定月の前月以前の期間(平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間を除く。)に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の六分の一に相当する月数

十四 平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間(国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの)を除く。次号において同じ。)の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の二分の一に相当する月数

十一 平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数を限度とする。)の八分の五に相当する月数

十二 特定月の前月以前の期間(平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間を除く。)に係る保険料四分の三免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の二分の一に相当する月数

十三 特定月の前月以前の期間(平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間を除く。)に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の六分の一に相当する月数

十四 平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間(国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの)を除く。次号において同じ。)の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の二分の一に相当する月数

十五 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間を除く。）に係る保険料全額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数、保険料四分の三免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の一に相当する月数

2
(略)

(改定率の改定の特例)

第十二条 国民年金法による年金たる給付その他政令で定める給付の受給権者（以下この条及び次条において「受給権者」という。）のうち、当該年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額以下となる区分（同一の改定率（第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用される受給権者ごとの区分をいう。次項及び次条において同じ。）に属するものに適用される改定率の改定については、平成二十五年度までの間は、同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定は、適用しない。

一 第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を基礎として計算した額とする。）

二 附則第七条の二の規定により読み替えられた附則第七条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年

十五 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間を除く。）に係る保険料全額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数、保険料四分の三免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の一に相当する月数

2
(略)

(改定率の改定の特例)

第十二条 国民年金法による年金たる給付その他政令で定める給付の受給権者（以下この条において「受給権者」という。）のうち、当該年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る区分（同一の改定率（第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。以下この条において同じ。）が適用される受給権者ごとの区分をいう。次項において同じ。）に属するものに適用される改定率の改定については、同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定は、適用しない。

一 第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を基礎として計算した額とする。）

二 附則第七条の二の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額

金の額

2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を上回り、かつ、第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条の四第二項第一号に規定する調整率（以下この項及び次条第二項において「調整率」という。）が前項第一号に掲げる額に対する同項第二号に掲げる額の比率を下回る区分に属するものに適用される改定率の改定に対する同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

（平成二十六年度における改定率の改定の特例）

第十二条の二 平成二十六年度において、受給権者のうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額以下となる区分に属するものに適用される改定率の改定については、第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定は、適用しない。

一 平成二十六年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を基礎として計算した額とする。）

二 平成二十五年度における附則第七条の二の規定により読み替えられた附則第七条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額

2 受給権者のうち、平成二十六年度において、前項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を上回り、かつ、調整率が同項第一号に掲げる額に対する同項第二号に掲げる額の比率を下回る区分に属するものに適用される改定率の改定に対する第一条の規定による改正後の国民

2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を上回り、かつ、第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条の四第二項第一号に規定する調整率（以下この項において「調整率」という。）が前項第一号に掲げる額に対する同項第二号に掲げる額の比率を下回る区分に属するものに適用される改定率の改定に対する同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

（新規）

年金法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

第十四条 (略)

2 平成二十一年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第二号（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる額は、当分の間、同号の規定にかかわらず、当該年度における保険料免除期間を有する者に係る国民年金法による老齢基礎年金（同法第二十七条ただし書（附則第十条第一項において適用する場合を含む。）の規定によってその額が計算されるものに限る。）の給付に要する費用の額に、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額とする。

一次に掲げる数を合算した数

イ 当該平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数

ロ 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に十二分の一を乗じて得た数ハ 当該平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期

第十四条 (略)

2 平成二十一年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第二号（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる額は、当分の間、同号の規定にかかわらず、当該年度における保険料免除期間を有する者に係る国民年金法による老齢基礎年金（同法第二十七条ただし書（附則第十条第一項において適用する場合を含む。）の規定によってその額が計算されるものに限る。）の給付に要する費用の額に、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額とする。

一次に掲げる数を合算した数

イ 当該平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数

ロ 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に十二分の一を乗じて得た数ハ 当該平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期

間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数

二 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に六分の一を乗じて得た数

ホ 当該平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の三を乗じて得た数
ヘ 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の三を乗じて得た数

ヘ 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た額

ト 当該平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間（国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの）を除いた額

間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数

二 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に六分の一を乗じて得た数

ホ 当該平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の三を乗じて得た数
ヘ 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の三を乗じて得た数

ヘ 当該特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た額

ト 当該平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間（国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの）を除いた額

く。チにおいて同じ。) の月数 (四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。) に二分の一を乗じて得た数

チ 当該特定月の前月以前の期間 (平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間を除く。) に係る保険料全額免除期間の月数 (四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数、当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。) に二分の一を乗じて得た数

チ 当該特定月の前月以前の期間 (平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間を除く。) に係る保険料全額免除期間の月数 (四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数、当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。) に二分の一を乗じて得た数

3 (略)

(平成二十一年度から平成二十三年度までにおける基礎年金の国庫負担に関する経過措置の特例)

第十四条の二 (略)

(平成二十一年度から平成二十三年度までにおける基礎年金の国庫負担に関する経過措置の特例)

(平成二十一年度から平成二十三年度までにおける基礎年金の国庫負担に関する経過措置の特例)

第十四条の二 国庫は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について、附則第十三条第七項及び前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額、前条第二項に規定する額並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第一項各号 (第一号、第六号及び第九号を除く。) に掲げる額 (同項第四号に規定する者

に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。) の合算額のほか、前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額の合算額と附則第十三条第七項及び前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額の合算額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律(平成二十一年法律第十七号)第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成二十二年法律第七号)第三条第一項の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

第十四条の三 国庫は、平成二十四年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、同年度について、附則第十三条第七項及び第十四条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額、附則第十四条第二項に規定する額並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）の合算額のほか、前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額の負担については、次条第二項の規定による国債の発行及び交付により行うものとする。

（国債の交付）

第十四条の四 政府は、前条前段の規定による負担を行うため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める額及びその運用収入に相当する額として政令で定めるところにより算定した額の合算額に相当する額の国債を発行し、これを年金積立金管理運用独立行政法人に交付するものとする。この場合において、当該国債は、厚生労働大臣が国民年金法第七十六条第一項の規定により年金特別会計の国民年金勘定の積立金として年金積立金管理運用独立行政法人に対し寄託したものとみなす。

（新規）

第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 | 3 | 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 | 第二項の規定により交付した国債の償還の請求、償還に要する費用の財源その他の償還に係る事項及び当該国債の返還に係る事項については、別に法律で定める。

6 | 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。

第十六条の二 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について附則第十四条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、特定月の前月までの期間（平成二十五年三月以前の期間を除く。）に係る保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算においては、当該期間に係る保険料免除期間の月数について、平成二十一年四月から平成二十五年三月までの期間に係る保険料免除期間の月数の算定と同様に取り扱われるよう、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置）

第二十七条 平成二十五年度までの各年度における厚生年金保険法によ

第十六条の二 特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年度を除く。）の各年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について附則第十四条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、特定月の前月までの期間（平成二十四年三月以前の期間を除く。）に係る保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算においては、当該期間に係る保険料免除期間の月数について、平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間に係る保険料免除期間の月数の算定と同様に取り扱われるよう、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額の計算に関する経過措置）

第二十七条 厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第七

る年金たる保険給付については、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法又は第二十七条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の厚生年金保険法等の規定」という。）により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正前の厚生年金保険法、第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において「改正前の厚生年金保険法等の規定」といいう。）により計算した額に満たない場合は、改正前の厚生年金保険法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の厚生年金保険法等の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 (略)

(平成二十四年度及び平成二十五年度における厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の特例)

第二十七条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表下欄中「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当

条の規定による改正後の厚生年金保険法、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法又は第二十七条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の厚生年金保険法等の規定」という。）により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正前の厚生年金保険法、第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において「改正前の厚生年金保険法等の規定」といいう。）により計算した額に満たない場合は、改正前の厚生年金保険法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の厚生年金保険法等の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 (略)

(新規)

該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五回度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九八一（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九八一（当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九八一（を」と、「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この条の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五回度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九八一（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、当該年度の四月以降、〇・九八八（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「

○・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に○・九九一（平成二十五年度にあつては、○・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、○・九八一（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」とする。

（昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置）

第二十八条 平成二十五年度までの各年度における昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付については、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項（以下この項において「改正後の附則第七十八条第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項（次項において「改正前」の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、この附則第七十八条第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、この附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 (略)

（平成二十四年度及び平成二十五年度における昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経

（新規）

第二十八条 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付については、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項（以下この項において「改正後の附則第七十八条第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項（次項において「改正前」の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、この附則第七十八条第二項（次項において「改正前」の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、この附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 (略)

過措置の特例)

第二十八条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、「次項において」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項において」と、同条第二項の表下欄中「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九八一（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九八一を」と、「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この条の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第

二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に○・九一（平成二十五年度にあつては、○・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、○・九八一（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「○・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、○・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「○・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に○・九九一（平成二十五年度にあつては、○・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、○・九八一（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」とする。

（昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置）

第二十九条 平成二十五年度までの各年度における昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付については、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項（以下この項において「改正後の附則第八十七条第三項」という。）の規定によりなおその効力を有するものと定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた額が、次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十七条

第二十九条 昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付については、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項（以下この項において「改正後の附則第八十七条第三項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十七条

前の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項（次項において「改正前の附則第八十七条第三項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これららの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 (略)

（平成二十四年度及び平成二十五年度における昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の特例）

第二十九条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、「次項において」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項において」と、同条第二項の表下欄中「〇・九八八（総務省ニ於テ作成スル年平均ノ全国消費者物価指数（以下「物価指数」と称ス）ガ平成十五年（此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ直近ノ当該改定ガ行ハレタル年ノ前年）ノ物価指数ヲ下ルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ翌年ノ四月以降、〇・九八八（此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ当該改定後ノ率）ニ其ノ低下シタル比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度ノ改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条ノ規定ニ依ル改正後ノ国民年金法第二十七条ニ規定スル改定率ヲ謂フ）ノ改定ノ基準トナル率ニ〇・九九一（平成二十五年度ニ在リテハ〇・九九二）ヲ乗ジテ得タル率トシテ政令ヲ以テ定ムル率ガ一ヲ下ル場合ニ於テハ当該年度ノ四月以降、〇・九

2 (新規)

第三項（次項において「改正前の附則第八十七条第三項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定は、平成二十五年度までの間は、なおその効力を有するものとし、改正後の附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

八一（此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ当該改定後ノ率）二当該政令ヲ以テ定ムル率」と、「〇・九八八ヲ」とあるのは「〇・九八一ヲ」と、「〇・九八八（総務省ニ於テ作成スル年平均ノ全国消費者物価指数（以下「物価指数」ト称ス）ガ平成十五年（此ノ条ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ直近ノ当該改定ガ行ハレタル年ノ前年）ノ物価指数ヲ下ルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ翌年ノ四月以降、〇・九八八（此ノ条ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ当該改定後ノ率）ニ其ノ低下シタル比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度ノ改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条ノ規定ニ依ル改正後ノ国民年金法第二十七条ニ規定スル改定率ヲ謂フ）ノ改定ノ基準トナル率ニ〇・九九一（平成二十五年度ニ在リテハ〇・九九二）ヲ乗ジテ得タル率トシテ政令ヲ以テ定ムル率ガ一ヲ下ル場合ニ於テハ当該年度ノ四月以降、〇・九八一（此ノ条ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ当該改定後ノ率）ニ当該政令ヲ以テ定ムル率」と、「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後ノ率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九八一（この項の規定による率の改定が行われたとき

は、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九八一を」とする。

（再評価率等の改定等の特例）

第三十一条 厚生年金保険法による年金たる保険給付（政令で定めるものに限る。）その他政令で定める給付の受給権者（以下この条及び次条において「受給権者」という。）のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分（第七条の規定による改定後による改定後の厚生年金保険法別表各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条及び次条において同じ。）に属するものに適用される再評価率（同法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）又は従前額改定率（第二十七条の規定による改定後の平成十二年改定法附則第二十一条第二項の従前額改定率をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）その他政令で定める率（以下この条及び次条において「再評価率等」という。）の改定又は設定については、平成二十五年度までの間は、第七条の規定による改定後の厚生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定（これらの規定を同法附則第十七条の二第六項において準用し、又は第二十七条の規定による改定後の平成十二年改定法附則第二十一条第四項においてその例による場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、適用しない。

一 第七条の規定による改定後の厚生年金保険法第四十三条第一項又是第二十七条の規定による改定後の平成十二年改定法附則第二十一条第二項の規定により計算した額（第七条の規定による改定後の厚生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基

（再評価率等の改定等の特例）

第三十一条 厚生年金保険法による年金たる保険給付（政令で定めるものに限る。）その他政令で定める給付の受給権者（以下この条において「受給権者」という。）のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数を下回る区分（第七条の規定による改定後の厚生年金保険法別表各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条において同じ。）に属するものに適用される再評価率（同法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。以下この項において同じ。）又は従前額改定率（第二十七条の規定による改定後の平成十二年改定法附則第二十一条第二項の従前額改定率をいう。以下この項において同じ。）その他政令で定める率（以下この条において「再評価率等」という。）の改定又は設定については、第七条の規定による改定後の厚生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定（これらの規定を同法附則第十七条の二第六項において準用し、又は第二十七条の規定による改定後の平成十二年改定法附則第二十一条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）は、適用しない。

一 第七条の規定による改定後の厚生年金保険法第四十三条第一項又是第二十七条の規定による改定後の平成十二年改定法附則第二十一条第二項の規定により計算した額（第七条の規定による改定後の厚生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基

基礎として計算した額とする。）の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二 附則第二十七条の二の規定により読み替えられた附則第二十七条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一条第一項の規定により計算した額の水準を表すものと一項の規定により計算した額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の四第四項第一号に規定する調整率（以下この項及び次条第二項において「調整率」という。）が前項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する同法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

（平成二十六年度における再評価率等の改定等の特例）

第三十一条の二 平成二十六年度において、受給権者のうち、第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定については、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定は、適用しない。

一 平成二十六年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項又は第二十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第二十一条第二項の規定により計算した額（第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の四及び第四十三

基礎として計算した額とする。）の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二 附則第二十七条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一条第一項の規定により計算した額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の四第四項第一号に規定する調整率（以下この項において「調整率」という。）が前項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する同法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

（新規）

条の五の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として計算した額とする。) の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指數

二 平成二十五年度における附則第二十七条の二の規定により読み替えられた附則第二十七条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一条第一項の規定により計算した額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指數

受給権者のうち、平成二十六年度において、前項第一号に掲げる指數が同項第二号に掲げる指數を上回り、かつ、調整率が同項第一号に掲げる指數に対する同項第二号に掲げる指數の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

(平成二十一年度から平成二十三年度までの厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置の特例)

第三十二条の二 (略)

(平成二十一年度から平成二十三年度までの厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置の特例)

第三十二条の二 国庫は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額のほか、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額と前条第六項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、

平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第三条第一項の規定により、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

(新規)

(平成二十四年度の厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置の特例)

第三十二条の三 国庫は、平成二十四年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、同年度について、附則第三十二条第六項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額のほか、前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額の負担については、次条第二項の規定による国債の発行及び交付により行うものとする。

(国債の交付)

第三十二条の四 政府は、前条前段の規定による負担を行うため、国債を発行することができる。
2 政府は、前項の規定により、予算で定める額及びその運用収入に相

(新規)

当する額として政令で定めるところにより算定した額の合算額に相当する額の国債を発行し、これを年金積立金管理運用独立行政法人に交付するものとする。この場合において、当該国債は、厚生労働大臣が厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定により年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として年金積立金管理運用独立行政法人に対し寄託したものとみなす。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定

その他の処分をすることができない。

5 第二項の規定により交付した国債の償還の請求、償還に要する費用

の財源その他の償還に係る事項及び当該国債の返還に係る事項については、別に法律で定める。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担割合の引上げのための措置)

第三十二条の五 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について附則第三十二条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担割合の引上げのための措置)

第三十二条の三 特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年度を除く。）の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(移行農林共済年金の額の計算に関する経過措置)

第五十二条 平成二十五年度までの各年度における移行農林共済年金（第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）については、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第一項（以下この項において「改正後の附則第十六条第一項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第一項（次項において「改正前の附則第十六条第一項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

(平成二十四年度及び平成二十五年度における移行農林共済年金の額の計算に関する経過措置の特例)

第五十二条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、「次項において」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項において」と、同条第二項の表下欄中「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、そ

2

(新規)

第五十二条 移行農林共済年金（第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）については、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第一項（以下この項において「改正後の附則第十六条第一項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第一項（次項において「改正前の附則第十六条第一項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

(新規)

(新規)

(移行農林共済年金等の額の計算に関する経過措置)

の翌年の四月以降、○・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「○・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に○・九一（平成二十五年度にあつては、○・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、○・九八一（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「○・九八八を」とあるのは「○・九八一を」と、「○・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、○・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「○・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に○・九一（平成二十五年度にあつては、○・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、○・九八一（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」とする。

（移行農林年金の額の計算に関する経過措置）

第五十三条 平成二十五年度までの各年度における移行農林年金（第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第六項に

第五十三条 移行農林年金（第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同

規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）については、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第二項（以下この項において「改正後の附則第十六条第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これららの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定に

2
(略)

(平成二十四年度及び平成二十五年度における移行農林年金の額の計算に関する経過措置の特例)

算に屬する絵、挿画の特徴

第五十三条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表下欄中「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九七八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七條に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十

2

じ。）については、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第二項（以下この項において「改正後の附則第十六条第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九八一（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九八一を」とする。

(特例障害農林年金等の額の計算に関する経過措置)

第五十四条 平成二十五年度までの各年度における特例障害農林年金（第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年金をいう。）及び特例遺族農林年金（第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金をいう。附則第五十五条において同じ。）については、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項の規定により算定した額が、次項の規定により読み替えられた第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項の規定により算定した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項の規定にかかるわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

第五十四条 特例障害農林年金（第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年金をいう。）及び特例遺族農林年金（第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金をいう。次条において同じ。）については、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項の規定により算定した額が、次項の規定により読み替えられた第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項の規定により算定した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 略

(平成二十四年度及び平成二十五年度における特例障害農林年金等の額の計算に関する経過措置の特例)

第五十四条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるの

(新規)

は「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項中「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九八一（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」とする。

二 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）（抄）

（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（特例退職共済年金の支給）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。</p> <p>一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職共済年金の額（<u>移行厚生年金被保険者</u>については施行日の前日において退職したものとみなして旧農林共済法第三十七条第三項の規定により改定した額とし、旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは当該加給年金額を控除した額とする。）に、改定率（次条の規定により設定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（<u>施行日以後国民年金法による老齢基礎年金（以下単に「老齢基礎年金」という。）</u>の支給を受けることとなつたときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）</p>	<p>附 則</p> <p>（特例退職共済年金の支給）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。</p> <p>一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職共済年金の額（<u>移行厚生年金被保険者</u>については施行日の前日において退職したものとみなして旧農林共済法第三十七条第三項の規定により改定した額とし、旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは当該加給年金額を控除した額とする。）に、○・九七一（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額（<u>施行日以後国民年金法による老齢基礎年金（以下単に「老齢基礎年金」という。）</u>の支給を受けることとなつたときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）</p>

合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額)

二 (略)

5 旧農林共済法附則第十三条の規定による退職共済年金を受けていた者に支給する特例退職共済年金の額は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額から、その額の百分の四に相当する額に繰上げ年数（廃止前農林共済法附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と当該退職共済年金の支給を開始した月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数をいう。附則第三十二条第三項において同じ。）を乗じて得た額を控除した額とする。

6 (略)

第三十一条の二 平成二十四年度における改定率は、○・九七一に平成二十三年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）を平成十五年の物価指数で除して得た率を乗じて得た率に○・九九二を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が○・九七一を超える場合には、○・九七一とする。

2| 平成二十五年度以降の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項若しくは第四項及び第四十三条の五第一項若しくは第四項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が○・九七一を超える場合には、○・九七一

5 旧農林共済法附則第十三条の規定による退職共済年金を受けていた者に支給する特例退職共済年金の額は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額から、その額の百分の四に相当する額に繰上げ年数（廃止前農林共済法附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と当該退職共済年金の支給を開始した月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数をいう。次条第三項において同じ。）を乗じて得た額を控除した額とする。

6 (略)

(新規)

一とする。

第三十二条 (略)

2 (略)

3 前項第二号の規定による特例退職共済年金の額は、附則第三十一条第二項の規定にかかると、同項第一号に定める額から、その額の百分の四に相当する額に繰上げ年数を乗じて得た額を控除した額とする。

4 (略)

5 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額に、改定率を乗じて得た額（施行日以後老齢基礎年金の支給を受けることとなつたときは、老齢基礎年金のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）

二 施行日以後における退職共済年金の額（廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、附則第十六条第十三項の規定により準用する厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該退職共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法によ

第三十二条 (略)

2 (略)

3 前項第二号の規定による特例退職共済年金の額は、前条第二項の規定にかかると、同項第一号に定める額から、その額の百分の四に相当する額に繰上げ年数を乗じて得た額を控除した額とする。

4 (略)

5 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額（施行日以後老齢基礎年金の支給を受けることとなつたときは、老齢基礎年金のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）

二 施行日以後における退職共済年金の額（廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、附則第十六条第十三項の規定により準用する厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該退職共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法によ

る標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

(特例障害共済年金の支給)

第三十六条 (略)

2(4) (略)

5 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例障害共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害共済年金の額（旧農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）に、改定率を乗じて得た額

(特例障害共済年金の支給)

第三十六条 (略)

2(4) (略)

5 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例障害共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害共済年金の額（旧農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）に、○・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額

二 施行日以後における障害共済年金の額（廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、当該障害共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保

る標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

(特例障害共済年金の支給)

第三十六条 (略)

2(4) (略)

5 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例障害共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害共済年金の額（旧農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）に、○・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額

二 施行日以後における障害共済年金の額（廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、当該障害共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保

険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

6・7 (略)

(特例遺族共済年金の支給)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例遺族共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例遺族共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族共済年金の額（旧農林共済法第四十八条並びに昭和六十一年農林共済改正法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算額を控除した額）に、改定率を乗じて得た額

二 施行日以後における遺族共済年金の額（廃止前農林共済法第四十八条並びに廃止前昭和六十一年農林共済改正法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されているときは当該加算額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは

険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

6・7 (略)

(特例遺族共済年金の支給)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例遺族共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例遺族共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族共済年金の額（旧農林共済法第四十八条並びに昭和六十一年農林共済改正法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算額を控除した額）に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額

二 施行日以後における遺族共済年金の額（廃止前農林共済法第四十八条並びに廃止前昭和六十一年農林共済改正法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されているときは当該加算額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは

第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

4 ～ 6 (略)

(特例退職年金の支給)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額に、改定率を乗じて得た額

二 施行日以後における退職年金の額（当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

4 (略)

5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した

第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

4 ～ 6 (略)

(特例退職年金の支給)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額に、○・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令

で定める率）を乗じて得た額

二 施行日以後における退職年金の額（当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

4 (略)

5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した

額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額（昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）に、改定率を乗じて得た額

二

施行日以後における退職年金の額（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

6 ～ 10 （略）

（特例減額退職年金の支給）

第三十九条 （略）

3 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げ

額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額（昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額

二

施行日以後における退職年金の額（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

6 ～ 10 （略）

（特例減額退職年金の支給）

第三十九条 （略）

3 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げ

る額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例減額退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた減額退職年金の額に、改定率を乗じて得た額

二 施行日以後における減額退職年金の額（当該減額退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

4 (7) (略)

(特例障害年金の支給)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例障害年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害年金の額に、改定率を乗じて得た額

る額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例減額退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた減額退職年金の額に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合には、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額

二 施行日以後における減額退職年金の額（当該減額退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

4 (7) (略)

(特例障害年金の支給)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例障害年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害年金の額に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合には、〇・九七一にその下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は

、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率) を乗じて得た額

二 施行日以後における障害年金の額（当該障害年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

5～8 （略）

（特例遺族年金の支給）

第四十二条 （略）

2～6 （略）

7 第二項から前項までの規定により算定した特例遺族年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとちは、当該控除した額を特例遺族年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額（昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算する額を控除した額）に、改定率を乗じて得た額

二 施行日以後における障害年金の額（当該障害年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

5～8 （略）

（特例遺族年金の支給）

第四十二条 （略）

2～6 （略）

7 第二項から前項までの規定により算定した特例遺族年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとちは、当該控除した額を特例遺族年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額（昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算する額を控除した額）に、○・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額

二 施行日以後における遺族年金の額（廃止前昭和六十年農林共済改

二 施行日における遺族年金の額（廃止前昭和六十年農林共済改

正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されているときは当該加算する額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

8～10 (略)

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 (略)

2～7 (略)

8 第六項の規定による特例老齢農林年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例老齢農林年金の額とする。

一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額に、改定率を乗じて得た額（施行日以後老齢基礎年金の支給を受けることとなつたときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）

二 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（同法第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、同法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該老齢厚生年金の受給権者の附則第

正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されているときは当該加算する額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

8～10 (略)

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 (略)

2～7 (略)

8 第六項の規定による特例老齢農林年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例老齢農林年金の額とする。

一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額（施行日以後老齢基礎年金の支給を受けることとなつたときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）

二 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（同法第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、同法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該老齢厚生年金の受給権者の附則第

八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条规定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

（略）

八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。）

（略）

三 國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）抄

（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		附 則	附 則
		（法による年金である給付の額の算定に関する経過措置）	（法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置）
第四条	平成二十五年度までの各年度における法による年金である給付については、第一条の規定による改正後の法（第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「平成十二年改正法」という。）の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法を含む。）又は第九条の規定による改正後の昭和六十一年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法（第十七条の規定による改正前の法（第十七条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。）又は第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法（第十七条の規定による改正前の法（第十七条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。）又は第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。）により算定した金額に満たないときは、改正前の国共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後おその効力を有するものとし、改正後の国共済法等の規定にかかわらず、当該金額を法による年金である給付の金額とする。	（法による年金である給付による改正後の法（第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「平成十二年改正法」という。）の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法を含む。）又は第九条の規定による改正後の昭和六十一年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法（第十七条の規定による改正前の法（第十七条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。）又は第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法（第十七条の規定による改正前の法（第十七条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。）又は第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。）により算定した金額に満たないときは、改正前の国共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後おその効力を有するものとし、改正後の国共済法等の規定にかかわらず、当該金額を法による年金である給付の金額とする。	
2	（略）		

(平成二十四年度及び平成二十五年度における法による年金である給付の額の算定に関する経過措置の特例)

第四条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表第四欄中「〇・九八八（第七十二条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の当該物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九八一（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九八一を」と、「〇・九八八（物価指数が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た

(新規)

率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九八一（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」とする。

（旧共済法による年金である給付の額の算定に関する経過措置）

第五条 平成二十五年度までの各年度における昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金については、第九条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の昭和六十年改正法の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の昭和六十年改正法の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の昭和六十年改正法の規定」という。）により算定した金額に満たないときは、改正前の昭和六十年改正法の規定はなお効力を有するものとし、改正後の昭和六十年改正法の規定にかかるらず、当該金額を同号に規定する旧共済法による年金の金額とする。

2 (略)

（平成二十四年度及び平成二十五年度における旧共済法による年金である給付の額の算定に関する経過措置の特例）

第五条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは一次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表第四欄中「〇・九八八（物価指数が平成十五年（この項の規定による率

第五条 昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金については、第九条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の昭和六十年改正法の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定による改正前の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の昭和六十年改正法の規定」という。）により算定した金額に満たないときは、改正前の昭和六十年改正法の規定はなお効力を有するものとし、改正後の昭和六十年改正法の規定にかかるらず、当該金額を同号に規定する旧共済法による年金の金額とする。

2 (新規)

の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合には、当該年度の四月以後、〇・九八一（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九八一を」とする。

（再評価率等の改定等の特例）

第七条 法による年金である給付（政令で定めるものに限る。）その他政令で定める給付の受給権者（以下この条及び次条において「受給権者」という。）のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分（第一条の規定による改正後の法別表第二各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条及び次条において同じ。）に属するものに適用される再評価率（第一条の規定による改正後の法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）又は従前額改定率（第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の従前額改定率をいう。以下この項において同じ。）その他政令で定める率（以下この条及び次条において「再評価率等」という。）の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定（第十七条の規定による改正後の平

（再評価率等の改定等の特例）

第七条 法による年金である給付（政令で定めるものに限る。）その他政令で定める給付の受給権者（以下この条において「受給権者」という。）のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数を下回る区分（第一条の規定による改正後の法別表第二各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条において同じ。）に属するものに適用される再評価率（同条の規定による改正後の法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。以下この項において同じ。）又は従前額改定率（第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の従前額改定率をいう。以下この項において同じ。）その他政令で定める率（以下この条において「再評価率等」という。）の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定（第十七条の規定による改正後の平

条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定（第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第四項においてその例による場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、適用しない。

一 （略）

二 附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の中の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五第四項第一号に規定する調整率（以下この項及び次条第二項において「調整率」という。）が前項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

（平成二十六年度における再評価率等の改定等の特例）

第七条の二 平成二十六年度において、受給権者のうち、第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定は、適用しない。

一 平成二十六年度における第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三

成十二年改正法附則第十二条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）は、適用しない。

一 （略）

二 附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十一条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の中の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五第四項第一号に規定する調整率（以下この項において「調整率」という。）が前項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

（新規）

第七条の二 平成二十六年度において、受給権者のうち、第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定は、適用しない。

一 平成二十六年度における第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三

項又は第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の規定により算定した金額（第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。）の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二 平成二十五年度における附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により算定した金額えられた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数受給権者のうち、平成二十六年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第一号に掲げる指数を上回り、かつ、調整率が同項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）

第八条 （略）
2（5）

6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第八条の六において同じ。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同号

（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）

第八条 （略）
2（5）

6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第八条の三において同じ。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同号

中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

(平成二十一年度から平成二十三年度までの基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例)

第八条の二 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）に定める額のほか、政令で定めるところにより、法第九十九条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額のうち国の負担に係るものについては、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七十七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一

中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

(平成二十一年度から平成二十三年度までの基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例)

第八条の二 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）に定める額のほか、政令で定めるところにより、法第九十九条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額のうち国の負担に係るものについては、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七十七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定

項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

(平成二十四年度の基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例)

第八条の三 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成二十四年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、同年度について、附則第八条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号に定める額のほか、政令で定めるところにより、前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額のうち国の負担については、次条第二項の規定による国債の発行及び交付並びに附則第八条の五の規定による払込みにより行うものとする。

(国債の交付)

第八条の四 政府は、前条前段の規定による負担のうち国に係るものを行いうため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める額及びその運用収入に相当する額として政令で定めるところにより算定した額の合算額に相当する額の国債を発行し、これを国家公務員共済組合連合会に交付するものとする。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定

その他の処分をすることができない。

5 第二項の規定により交付した国債の償還の請求、償還に要する費用

(新規)

により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

(新規)

の財源その他の償還に係る事項及び当該国債の返還に係る事項については、別に法律で定める。

6 | 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(国の負担する額等の国家公務員共済組合への払込み)

第八条の五 国は、前条第五項に規定する国債の償還が行われる年度において、予算で定めるところにより、附則第八条の三前段の規定により国が負担すべき額から前条第二項の予算で定める額を控除した額及びその運用収入に相当する額として政令で定めるところにより算定した額の合算額に達するまでの金額を国家公務員共済組合に払い込むものとする。

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の六 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について附則第八条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負理機構の負担とするように、国の負担に係るものについては必要な税制上の措置を講じ、これらの独立行政法人の負担に係るものについては必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(新規)

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の三 特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年度を除く。）の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負担とするように、国の負担に係るものについては必要な税制上の措置を講じた上で国の負担とするよう必要な法制上及び財政上の措置を講じた上で国の負担とするよう必要な法制上及び財政上の措置を講じた上で国の負担とするよう必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(存続組合が支給する特例年金給付の額の算定に関する経過措置)

第二十五条 平成二十五年度までの各年度における存続組合（厚生年金

保険法等の一部を改正する法律（以下この項において「平成八年改正

法」という。）附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。）

が支給する平成八年改正法附則第三十三条第一項に規定する特例年金

給付（以下この項において「特例年金給付」という。）について、第

一条の規定による改正後の法又は第九条の規定による改正後の昭和六

十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例に

による場合を含む。以下この項において「改正後の国共済法等の規定」

という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた

第一条の規定による改正前の法又は第九条の規定による改正前の昭和

六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例

による場合を含む。以下この項において「改正前の国共済法等の規定

」という。）により算定した金額に満たないときは、改正前の国共済

法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国共済法等の

規定にかかわらず、当該金額を特例年金給付の金額とする。

2 (略)

(平成二十四年度及び平成二十五年度における存続組合が支給する特
例年金給付の額の算定に関する経過措置の特例)

第二十五条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における

前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の

表第四欄中「〇・九八八（第七十二条の二第一項に規定する物価指数

が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近

の当該改定が行われた年の前年）の当該物価指数を下回るに至つた場

(存続組合が支給する特例年金給付の額の算定に関する経過措置)

第二十五条 存続組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下

この項において「平成八年改正法」という。）附則第三十二条第二項に規

定する存続組合をいう。）が支給する平成八年改正法附則第三十

三条第一項に規定する特例年金給付（以下この項において「特例年金

給付」という。）について、第一条の規定による改正後の法又は第九

条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において

引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改

正後の国共済法等の規定」という。）により算定した金額が、次

項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法又は第

九条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令におい

て引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改

正前の国共済法等の規定」という。）により算定した金額に満

たないときは、改正前の国共済法等の規定はなおその効力を有するも

のとし、改正後の国共済法等の規定にかかわらず、当該金額を特例年

金給付の金額とする。

2 (略)

(新規)

合においては、その翌年の四月以後、○・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率「とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九八一（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九八一を」と、「〇・九八八（物価指数が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるいは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九八一（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」とする。

四 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十一号）

（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

（基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置）

第二条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新共済法」という。）第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

改
正
案

現
行

附
則

（基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置）

第二条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下この条及び次条において「新共済法」という。）第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

2／5
(略)

6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の五において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。

（平成二十一年度から平成二十三年度までの基礎年金拠出金に対する国との補助に関する経過措置の特例）

第二条の二 （略）

6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の三において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。

（平成二十一年度から平成二十三年度までの基礎年金拠出金に対する国との補助に関する経過措置の特例）

第二条の二 国は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済

法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額と前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額との差額に相当する金額を補助する。この場合において、当該金額については、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

（平成二十四年度の基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例）

第二条の三 国は、平成二十四年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、同年度について、附則第二条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を補助する。この場合において、当該金額の補助については、次条第二項の規定による国債の発行及び交付により行うものとする。

（新規）

(国債の交付)

第二条の四 政府は、前条前段の規定による補助を行うため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額及びその運用収入に相当する金額として政令で定めるところにより算定した金額の合算額に相当する金額の国債を発行し、これを日本私立学校振興・共済事業団に交付するものとする。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 第二項の規定により交付した国債の償還の請求、償還に要する費用の財源その他の償還に係る事項及び当該国債の返還に係る事項については、別に法律で定める。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置)

第二条の五 国は、特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について附則第二条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を、必要な税制上の措置を講じた上で補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。ものとする。

(新規)

(基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置)

第二条の三 国は、特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を、必要な税制上の措置を講じた上で補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）抄

（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（法による年金である給付の額等に関する経過措置）</p> <p>第三条 平成十六年九月以前の月分の法による年金である給付の額及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金（以下「旧共済法による年金」という。）の額については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>（法による年金である給付の額等に関する経過措置）</p> <p>第三条 平成十六年九月以前の月分の法による年金である給付の額及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。</p>
<p>2 (略)</p> <p>（法による年金である給付の額の算定に関する経過措置）</p> <p>第四条 平成二十五年度までの各年度における法による年金である給付については、第一条の規定による改正後の法（第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下「平成十二年改正法」という。）の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法を含む。）又は第八条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の地共済法等の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法（第十</p>	<p>2 (略)</p> <p>（法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置）</p> <p>第四条 法による年金である給付については、第一条の規定による改正後の法（第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下「平成十二年改正法」という。）の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法を含む。）又は第八条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の地共済法等の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定による改正前の法（第十三条の規定による改正前の平成十二年</p>

三条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。）又は第八条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の地共済法等の規定」という。）により算定した金額に満たないときは、改正前の地共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の地共済法等の規定にかかわらず、当該金額を法による年金である給付の金額とする。

2 (略)

(平成二十四年度及び平成二十五年度における法による年金である給付の額の算定に関する経過措置の特例)

第四条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表第四欄中「〇・九八八（第七十四条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の当該物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九八一（この項の規定による率の改定が行われた

改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。）又は第八条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の地共済法等の規定」という。）により算定した金額に満たないときは、改正前の地共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の地共済法等の規定にかかわらず、当該金額を法による年金である給付の金額とする。

2 (新規)

ときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九八一を」と、「〇・九八八（物価指数が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九八一（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八（第十四条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の当該物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二年法律第百四号）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九八一（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）とする。

(旧共済法による年金である給付の額の算定に関する経過措置)

第五条 平成二十五年度までの各年度における旧共済法による年金については、第八条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の昭和六十年改正法の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第八条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の昭和六十年改正法の規定」という。）により算定した金額に満たないとしきは、改正前の昭和六十年改正法の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の昭和六十年改正法の規定にかかわらず、当該金額を旧共済法による年金の金額とする。

2 (略)

(平成二十四年度及び平成二十五年度における旧共済法による年金である給付の額の算定に関する経過措置の特例)

第五条 第五条の二 平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表第四欄中「〇・九八八（物価指数が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後

退職年金、通産退職年金、障害年金、遺族年金又は通産遺族年金については、第八条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の昭和六十年改正法の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第八条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三条の規定によるとしきは、改正前の昭和六十年改正法の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の昭和六十年改正法の規定にかかわらず、当該金額を同号に規定する退職年金、減額退職年金、通産退職年金、障害年金、遺族年金又は通産遺族年金の金額とする。

2 (新規)

の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合には、当該年度の四月以後、〇・九八一（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九八一を」とする。

（再評価率等の改定等の特例）

第七条 法による年金である給付（政令で定めるものに限る。）その他政令で定める給付の受給権者（以下この条及び次条において「受給権者」という。）のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分（第一条の規定による改正後の法別表第二各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条及び次条において同じ。）に属するものに適用される再評価率（第一条の規定による改正後の法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。以下この項において同じ。）に属するものに適用される再評価率（同条の規定による改正後の法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。以下この項において同じ。）又は従前額改定率（第十三条第一項第一号において同じ。）又は従前額改定率（第十三条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率をいう。）、第五項及び第六項の従前額改定率をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）その他政令で定める率（以下この項及び次条第一号において「再評価率等」という。）の改定又は設定については、平成二十五年度までの間は、第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十四条の五の規定（第十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一条第十項に十二年改正法附則第十一条第十項においてその例による場合を含む。）にその低下した比率」とあるのは「〇・九八一（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九一（平成二十五年度にあつては、〇・九九二）を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合には、当該年度の四月以後、〇・九八一（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九八一を」とする。

（再評価率等の改定等の特例）

第七条 法による年金である給付（政令で定めるものに限る。）その他政令で定める給付の受給権者（以下この条において「受給権者」という。）のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数を下回る区分（第一条の規定による改正後の法別表第二各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条において同じ。）に属するものに適用される再評価率（同条の規定による改正後の法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。以下この項において同じ。）又は従前額改定率（第十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率をいう。）、第五項及び第六項の従前額改定率をいう。以下この項において同じ。）その他政令で定める率（以下この項において「再評価率等」という。）の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十四条の五の規定（第十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一条第十項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）は、適用しない。

以下この条及び次条において同じ。) は、適用しない。

一 (略)

二 附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、第一条の規定による改正後の法第四十四条の四第四項第一号に規定する調整率（以下この項及び次条第二項において「調整率」という。）が前項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十四条の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

(平成二十六年度における再評価率等の改定等の特例)

第七条の二 平成二十六年度において、受給権者のうち、第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十四条の五の規定は、適用しない。

一 平成二十六年度における第一条の規定による改正後の法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項及び第二項並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号又は第十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一条第二項の規定により算定した金額（第一条の規定による改正後の法第四十四

一 (略)

二 附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、第一条の規定による改正後の法第四十四条の四第四項第一号に規定する調整率（以下この項において「調整率」という。）が前項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十四条の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

(新規)

条の四及び第四十四条の五の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。) の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二 平成二十五年度における附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十三条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数受給権者のうち、平成二十六年度において、前項第一号に掲げる指數が同項第二号に掲げる指數を上回り、かつ、調整率が同項第一号に掲げる指數に対する同項第二号に掲げる指數の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する第一条の規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十四条の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

(平成二十一年度から平成二十四年度までの基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例)

第八条の二 地方公共団体は、平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第一百十三条第三項第二号に定める額のほか、第一条の規定による改正後の法第一百十三条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第一百十三条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。

(平成二十一年度から平成二十三年度までの基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例)

第八条の二 地方公共団体は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第一百十三条第三項第二号に定める額のほか、第一条の規定による改正後の法第一百十三条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第一百十三条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の三 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条の規定の例により算定して得た差額に相当する額を地方公共団体の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第十七条 (略)

2 平成十九年四月一日前において旧共済法による年金（退職を給付事由とするものに限る。）その他これに相当するものとして政令で定めるものの受給権を有する者が平成十九年四月一日以後に法による遺族共済年金の受給権を取得した場合にあっては、当該遺族共済年金の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

3 (略)

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の三 特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年度を除く。）の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条の規定の例により算定して得た差額に相当する額を地方公共団体の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第十七条 (略)

2 平成十九年四月一日前において昭和六十年改正法附則第二条第七号に規定する旧共済法による年金（退職を給付事由とするものに限る。）その他これに相当するものとして政令で定めるものの受給権を有する者が平成十九年四月一日以後に法による遺族共済年金の受給権を得した場合にあっては、当該遺族共済年金の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

3 (略)

六 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成十七年法律第九号）（抄）

（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
1 平成二十四年十月から平成二十六年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる手当については、同表の下欄に掲げる規定により計算した額がそれぞれの手当につきがそれぞれの手当につき次項の規定により読み替えられた同項の表の上欄に掲げる規定により上欄に掲げる規定により計算した額に満たない場合は、次の表の下欄に掲げる規定により掲げる規定（他の法令において引用する場合を含む。）にかかわらず、当該額をこれらの手当の額とする。	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）による特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）による特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）による特別児童扶養手当
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当

		国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第九条	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二	て準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
第五条第一項	児童扶養手当法	十七条第一項の規定による福祉手当	十七条第一項の規定による福祉手当	十七条第一項の規定による福祉手当
	四万千百円	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当
	四万五千五百五十円（四万五千五百十円（この項の規定によ	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による特別手当
		症手当	症手当	症手当
		原爆被爆者に対する援護に関する法律による健康管理手当	原爆被爆者に対する援護に関する法律による健康管理手当	原爆被爆者に対する援護に関する法律による健康管理手当
		関する法律による保健手当	関する法律による保健手当	関する法律による保健手当
2	前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第九条	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二	て準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
第五条第一項	児童扶養手当法	十七条第一項の規定による福祉手当	十七条第一項の規定による福祉手当	十七条第一項の規定による福祉手当
	四万千百円	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当
	四万五千五百五十円（この項の規定によ	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による特別手当
		症手当	症手当	症手当
		原爆被爆者に対する援護に関する法律による健康管理手当	原爆被爆者に対する援護に関する法律による健康管理手当	原爆被爆者に対する援護に関する法律による健康管理手当
		関する法律による保健手当	関する法律による保健手当	関する法律による保健手当
2	前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条	三万三千三百円	（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後（以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率をいう。）及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が四万一千五百五十円を下回る場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以後、当該政令で定める額）	（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後（以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十六年（この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後（以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率をいう。）及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が四万一千五百五十円を下回る場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以後、当該政令で定める額）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条	三万三千三百円	（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後（以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十六年（この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後（以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率をいう。）及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額）	（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後（以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十六年（この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後（以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率をいう。）及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額）

国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率をいう。以下同じ。）及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が三万三千六百七十円を下回る場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額）	五万円
で定める額）	五万五百五十円（五万五百五十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が五万五百五十円を下回る場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以降、当該政令

た場合においては、その翌年の四月以降、三万三千九百円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額）にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）	五万円
で定める額）	五万九百円（物価指数が平成十六年（この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、五万九百円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額）にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条	一万四千三百三十円（一万四千三百三十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が一万四千三百三十円を下回る場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額）	二万六千五百十円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十条の三	二万六千五百十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が二万六千三百四十円を下回る場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額）	二万六千五百四十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が二万六千三百四十円を下回る場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条	一万四千三百三十円（物価指数が平成十六年（この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行なわれた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、当該政令で定める額）	二万六千五百十円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十条の三	二万六千五百二十円（物価指数が平成十六年（この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行なわれた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、当該政令で定める額）	二万六千五百二十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行なわれた年の前年）の物価指数が平成十六年（この条の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行なわれた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、当該政令で定める額）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十八条

昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第十八条	円 一万四千百七十	一万四千三百三十円（一万四千三百三十円（この条の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率をいう。）及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が五年度である場合にあつては一万四千三百三十円を下回る場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年四月）以後、当該政令で定める額）	、平成二十九年四月）以降、	万六千八百九十九円（十三万六千八百九十九円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属す	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二项	十四条第三項
---	------	-----------	--	---------------	--	------------------------	--------

昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第十八条	円 一万四千百七十	一万四千四百三十円（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十六年（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属す	、平成二十九年四月）以降、	万六千八百九十九円（十三万六千八百九十九円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率（当該年度の初日の属す	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二项	十四条第三項
---	------	-----------	---	---------------	--	------------------------	--------

る年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率をいう。以下の同じ。）及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が十三万六千八百九十円を下回る場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあっては、平成二十一年四月）以後、当該政令で定める額）

五万五百五十円（五万五百五円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が五万五百五十円を下回る場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合にあっては、平成二

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十五条第三項

五万円

直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、十三万七千八百四十円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額）にそろの低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）

五万九百円（物価指数が平成十六年（この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、五万九百円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額）にそろの低下した比率を乗じて得た額を基準と

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十五条第三項

五万円

		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十八条第三項	一万六千七百円	ある場合にあっては、平成二十一年四月以後、当該政令で定める額)
十四年十月（当該年度が平成	三万三千三百円	千八百八十円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が三万三千六百七十円を下回る場合においては、平成二十二年度である場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合においては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額）	一万六千八百八十円（一万六千八百八十円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が三万三千六百七十円を下回る場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合においては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額）	千八百八十円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。）に物価変動率及び〇・九九四を乗じて得た額を基準として政令で定める額が三万三千六百七十円を下回る場合においては、平成二十四年十月（当該年度が平成二十五年度である場合においては、平成二十五年四月）以降、当該政令で定める額）

		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十八条第三項	一万六千七百円	一万七千円（物価指数が平成十六年（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額）にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）
十四年十月（当該年度が平成	三万三千三百円	三万三千九百円（物価指数が平成十六年（この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、三万三千九百円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額）にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）	三万三千九百円（物価指数が平成十六年（この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、三万三千九百円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額）にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）	三万三千九百円（物価指数が平成十六年（この項の規定による額の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、三万三千九百円（この項の規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額）にその低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）

二十五年度である場合にあつては、平成二十五年四月)以降、当該政令で定める額)

一 低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額